

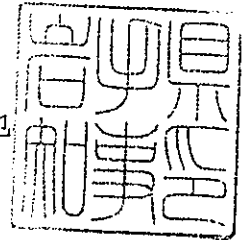
産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 青森県八戸市城下一丁目1番9号

氏 名 八戸通運株式会社 代表取締役 高林 秀典

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する

岩手県知事 達 増 拓 也



許可の年月日 令和 3年11月10日

許可の有効年月日 令和 8年11月 9日

1. 事業の範囲

(1) 産業廃棄物の種類

取扱う産業廃棄物（水銀使用製品産業廃棄物を含む。また、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

- ・ 燃え殻
- ・ 汚泥
- ・ 廃油
- ・ 廃酸
- ・ 廃アルカリ
- ・ 廃プラスチック類
- ・ 紙くず
- ・ 木くず
- ・ 繊維くず
- ・ 金属くず
- ・ ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず

以下余白

(2) 積替え・保管を含むもの

無

以下余白

2. 許可の条件

以下余白

3. 許可の更新又は変更の状況

- | | |
|-------------|--|
| 平成 3年11月10日 | 当初許可 |
| 平成 8年11月10日 | 更新許可 |
| 平成11年 2月 4日 | 事業範囲の変更許可（産業廃棄物の種類に燃え殻を追加したこと。） |
| 平成11年 8月23日 | 事業範囲の変更許可（産業廃棄物の種類にガラスくず及び陶磁器くずを追加したこと。） |
| 平成13年11月10日 | 更新許可 |
| 平成15年 8月26日 | 変更届出書受理（代表者を大矢武から変更したこと。） |
| 平成18年11月10日 | 更新許可 |
| 平成21年 8月 4日 | 変更届出書受理（代表者を三浦悌二から変更したこと。） |

(以下、裏面記載)

平成23年11月10日 更新許可

平成23年11月10日 事業範囲の変更許可（産業廃棄物の種類に紙くず、木くず、繊維くずを追加したこと。）

平成28年11月10日 更新許可

平成29年7月10日 変更届出書受理（代表者を田中信明から変更したこと。）

平成29年11月9日 書換届出書受理（産業廃棄物の種類について、水銀使用製品産業廃棄物を含む旨追記したこと。）

令和3年11月10日 更新許可

以下余白

4. 積替え許可（盛岡市の許可）の有無 無

以下余白

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

以下余白